

山鹿市奨学生貸与事業申請要領

1 目的

経済的理由で修学できない方に希望する教育の機会を与え、将来、社会に貢献できる人材の育成を目的とします。

2 貸与の種類

(1) 奨学生 修学（月々）に必要な費用を無利子貸与

3 資格（要件）

奨学生の貸与を受けようとする方は、高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校（大学及び大学院にあっては海外の大学及び大学院を含み、専修学校にあっては高等課程又は専門課程に限る。）に在学する方で、入学支度金の貸与を受けようとする方は、前記の学校に入学することが確実に見込まれる方で、それぞれ次の要件を満たしている必要があります。

- ① 山鹿市に居住する方の被扶養者であること。
- ② 経済的な理由により、修学が困難であると認められること。
- ③ 学業成績が優秀であること。又は学校長の推薦があること。
- ④ その他団体から、奨学生の貸与又は給付を受けていないこと。

4 貸与金額

(1) 奨学生

- ① 高等学校（高等専門学校第3学年までに在学する者を含む）又は専修学校の高等課程に在学する者
・国公立… 月額 20,000 円以内において市長がその奨学生の修学に必要と認める額
・私立… 月額 30,000 円以内において市長がその奨学生の修学に必要と認める額

5 貸与期間

(1) 奨学生 令和8年4月から在学する学校の修業年限

6 奨学生の選考及び決定

- (1) 山鹿市奨学生選考委員会において必要な調査及び審議を行い、奨学生を選考します。選考後は、意見書を教育委員会に送付します。
- (2) 教育委員会は意見書を審査し、奨学生を決定します。決定後は、奨学生決定通知書を本人に通知します。

7 申請期間

第1回 令和8年3月2日（月）から3月27日（金）まで

学校で書類準備後、山鹿市役所への保護者、本人が持参（受付時間は、平日の8：30～17：15）

まずは学校に申し出てください、必要書類を案内します。3／10（火）まで